

令和6年度法改正による

高齢者虐待防止のための指針

2025年4月1日

第1条 グループホームお城下における高齢者虐待に関する基本的な考え方

高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支持等に関する法律を踏まえサービス提供に当たっては身体的、精神的な虐待が起こることのないようにこの指針を定め全ての職員は本指針に従ってサービスを提供する。

第2条 虐待の定義

本指針における虐待とは下記をいうものでありこれらの発生の防止を図る

1 身体的虐待: 暴力的行為で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はその恐れのある行為を加えること。

正当な理由なく身体的拘束等を行うこと。

2 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）: 意図的であるか結果的であるかを問わず行うべきサービスの提供を放棄又は放任し利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させるこ

と。

3 心理的虐待：脅しや侮辱の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

4 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

5 経済的虐待：利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

第3条 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的にして下記の1に掲げる役割を果たすため虐待防止委員会を設置する。

1 委員会の役割

① 虐待防止の措置等の整備

② 虐待防止を目的とした年1回以上の職員研修の企画推進

③ 虐待防止に関する担当者の選定（委員より選定）

④虐待予防・早期発見に向けた取り組み

⑤虐待が発生した場合の対応

⑥虐待の原因分析と再発防止策の検討

2 構成員

医療法人啓蟄会各種委員会構成員からグループホームお城下管理者を虐待防止担当者とする。

3 委員会の開催頻度と役割

① 委員会は年 2 回開催する。

②虐待発生又は虐待の発生が疑われる場合はその都度開催する。

③委員会の会議内容を記録する。

④虐待防止委員会と身体拘束等廃止検討委員会はそれぞれの内容が検討できる場合は一体的に設置運用できる。

第 4 条 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

① 虐待防止を目的とした職員研修を原則年 2 回以上及び職員採用時に実施する。身体拘束等の適正化のための職員研修が要件になっているグループホームお城下の場合は身体拘束等の適正化のための職員研修

を合わせて実施してもよい。

②研修を通じて職員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。

③研修の内容は開催日時、出席者、研修項目を記録し保管しておく。

第5条 運営規程に高齢者虐待への取り組みを位置付ける。

①利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために虐待防止委員会を設置し年2回以上定期的に開催する。

②虐待防止を目的として年2回以上の職員研修を行う。

③虐待防止責任者を配置して虐待予防、早期発見に向けた取り組みを進める

④虐待が発生した場合は原因分析と再発防止に努める。

第6条 虐待等が発生場合の対応方法に関する基本方針

①虐待等が発生又は疑いがある場合は直ちに委員会を開催し客観的な事実確認を行う。

②虐待の事実を把握した場合に於いて緊急性の高い事案の場合は行政機関及び警察等の協力を仰ぎ被虐待者の権利と生命を最優先する。

③虐待者が職員であることが判明した場合は厳正に対処する。

虐待が発生した原因と再発防止策を委員会に置いて
討議し職員等に周知する。

第7条 虐待が発生した場合の相談報告体制

- ① 利用者またはその家族等から虐待の通報を受けた場合は本規程に従って対応する。相談窓口は高齢者虐待防止担当者とする。(担当者はお城下リーダー)
- ② 事業所内における高齢者虐待は外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し職員は日ごろから虐待の早期発見に努めるとともに高齢者虐待防止委員会及び担当者は職員に早期発見に努めるよう促す。

第8条 虐待等に係る苦情解決方法

- ① 虐待等の苦情相談は苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- ② 苦情相談窓口で受け付けた内容は個人情報の取扱いに留意して相談者に不利益が生じないよう細心の注

意を払って対処する。

③ 対応の結果は相談者に報告する。

第9条 成年後見制度の利用支援

入居者及びその家族に対して利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し必要に応じて行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携の上成年後見制度の利用を支援する。

第10条 当指針の閲覧

当指針は入居者家族がいつでも当事業所内に於いて閲覧できるよう掲示する。またホームページに於いて掲示する。

第11条 その他

権利擁護及び高齢者虐待防止のための内部研修のほか外部研修にも積極的に参加し入居者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

本指針は2024年4月1日より施行する。

本指針は2025年6月10日変更。